

第12次沖縄県交通安全計画（素案）の概要

【策定の趣旨】

国の交通安全基本計画に基づき、沖縄県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものである。
（根拠：交通安全対策基本法第25条第1項）

【計画の期間】 令和8年度～令和12年度（5か年）

【基本理念】

①交通事故のない沖縄県を目指す

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない「日本一交通安全な県」を目指す。

②人優先の交通安全思想

「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全を、一層確保する必要がある。交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会を目指す。

③少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

子どもから高齢者に至るまで安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会の構築を目指す。

これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項

①人手不足への対応

安全教育の徹底による人材の質確保。自動運転やMaaS、データ活用による「地域交通DX」を積極的に推進する。

②増加する外国人運転者等への対応 【新規】

在留・訪日外国人の増加に対応し、観光・レンタカー・シェアリング・雇用企業等と連携して日本の交通ルール周知を徹底する。

③先進技術導入への対応

衝突被害軽減ブレーキ等の普及と、技術に対する過信・誤解の防止。新たなモビリティの安全利用ルールの周知徹底を図る。

④高まる安全への要請と交通安全

自然災害、インフラ老朽化、治安、感染症などの複合的なリスクに対し、多様な専門分野間で柔軟に連携し交通安全を図る。

横断的に重要な事項

①先端技術の積極的活用

あらゆる知見を動員して先端技術・情報を普及。交通事故原因の総合的な調査・分析を強化する。

②救助・救急活動及び被害者支援の充実

緊急通報システム等による迅速な現場急行。犯罪被害者等基本法に基づき、交通事故被害者等への支援をさらに充実させる。

③参加・協働型の交通安全活動の推進

国、県、市町村をはじめ地域の民間団体等連携の下、各種施策の計画段階から県民が参加できる仕組みづくり、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

④運輸安全マネジメント制度の充実・強化

公共交通の保安監査を強化。事業者の防災意識向上を図る「運輸防災マネジメント」の取り組みを強化する。

⑤EBPMの推進（EBPM：証拠に基づく政策立案）

多角的なデータ収集と統計整備に努め、施策の投入資源・成果を客観的に検証してより効果的な施策を目指す。

第1章 道路交通の安全

【目標（数値目標）】 ○年間の24時間死者数25人以下 ○年間の重傷者数304人以下 【新規】

【重視すべき12の視点】

- ①高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ②こどもの安全確保のための環境整備
- ③歩行者の安全確保のための意識変容
- ④自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤飲酒運転の根絶
- ⑥二輪車の安全対策の推進
- ⑦外国人の交通安全対策の推進【新規】
- ⑧特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進【新規】
- ⑨生活道路における歩行者等の安全確保
- ⑩先端技術の活用推進
- ⑪交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑫地域が一体となった交通安全対策の推進

【講じようとする7つの施策】

- ①道路環境の整備
生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化を図る
- ②交通安全思想の普及徹底
段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、効果的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進など
- ③安全運転の確保
運転者教育等の充実、運転免許制度の改善、安全運転管理の推進、事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進。
- ④車両の安全性の確保
車両の安全性に関する基準等の改善の推進、自動運転車の安全対策・活用の推進、自動車アセスメント情報の提供など
- ⑤道路交通秩序の維持
交通指導取締りの強化等、暴走族等対策の推進交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ⑥救助・救急活動の充実
救助・救急体制の整備、救急医療体制の整備、救急関係機関の協力関係の確保など
- ⑦被害者支援の充実と推進
自動車損害賠償保障制度の充実等、損害賠償の請求についての援助等、交通事故被害者等支援の充実強化

第2章 軌道交通の安全

【目標（数値目標）】 ○引き続き、乗客の死者数ゼロを目指す

【対策を考える2つの視点】 ①重大事故の未然防止 ②利用者等の関係する事故の防止

【講じようとする5つの施策】

- ①軌道交通環境の整備
- ②軌道交通の安全に関する知識の普及
- ③軌道の安全な運行の確保（保安監査の実施、運転士の資質の保持、安全上のトラブル情報の共有・活用など）
- ④救助・救急活動の充実
- ⑤被害者支援の推進